

講演「告示基準改正と日本語学校教育」に関する質問【出入国在留管理庁回答】

番号	質問	回答
1	第1条第1項第44号の解釈指針にある日本留学試験の200点以上は、CEFR・A2相当なのか。	日本語教育機関の告示基準解釈指針において、日本留学試験の200点以上がCEFR・A2相当以上と規定したものではなく、『日本学生支援機構が実施する日本留学試験の日本語の科目における「読解、聴解・聴読解」について200点以上を取得している者は、「試験その他の評価方法により証明された者の数」に含めることができる』と取扱いを示したものです。
2	今後、在留資格「留学」から「特定技能」に変更する者が増えると思うが、その人数が多い日本語教育機関に対するペナルティ等はできるのか。	そのような仕組みについては検討しておりません。
3	在留資格「留学」が付与されないことになった大学、専門学校の名前を公表する予定について教えてほしい。	
4	大学・専門学校において、在留資格「留学」が付与されない学校が存在しているが、東京福祉大学研究生以外に対象校はあるか。	留学生の新たな受入れが認められない教育機関については、法務省ホームページにおいて既に公表しております。
5	日本語教育機関の留学生が在留資格「特定技能」に変更する際の条件を教えてください。	日本語能力や従事しようとする分野の分野別運用方針に定める技能試験に合格する等、所定の条件を満たしていれば、在留資格「特定技能」への在留資格変更許可を受けることは可能です。 制度や手続きの詳細については、法務省ホームページを参照していただくか、最寄りの地方出入国在留管理局にお問い合わせください。
6	告示基準第2条第1項第7号の解釈指針について、「授業中に居眠りをしている者」等が例示されているが、どのような意図で例示しているのか。	日本語教育機関の告示基準第2条第1項第7号に規定する「日本語の教育を受ける活動を行っているとは認められない」生徒の一例として日本語教育機関の告示基準解釈指針で例示しております。
7	留学生(特に中国人)の中には、明らかにA2以上の能力があるものの、能力試験のレベルを高望みして、最後までどの試験にも合格しない者もいます。このような者もA2相当以上の試験で証明しなければならないのか。	CEFRのA2相当以上のレベルであることが試験により証明された者のほか、大学等への進学者や就労を目的とする在留資格への変更を許可された者についても、日本語教育機関の告示基準第1条第1項第44号の基準を満たすこととしております。
8	出席率が低い者の報告について、学校側はやむを得ない事由による欠席だと判断した者が入管ではそうでないと判断された場合、学校が責を受けることはあるのか。	出席の定義については、各日本語教育機関の判断に委ねられますが、その内容は合理的である必要があり、あらかじめ学則等で明示しておくことが望ましいと考えます。 同定義について、明らかに合理性を欠く場合等については、地方出入国在留管理局において、指導等の対応を行う場合があります。

番号	質問	回答
9	第1条第1項第44号について、大学院研究生(指導教官からの内諾)や専門士をとることのできない専門学校の課程へ進学する者は進学者にあたるか。	日本語教育機関の告示基準解釈指針において、『大学等への進学者は、我が国の大学(大学院, 短大を含む。), 高等専門学校, 専修学校専門課程(専ら日本語の教育を受けるものを除く。)へ進学した者とするが、非正規生は除くものとする。ここでいう非正規生とは、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)等に定める「科目等履修生その他の学生以外の者」, 別科生, 専攻科生であり、非正規生の中いわゆる研究生や聴講生も含まれる。』としており、大学院研究生や専修学校のうち専門課程以外については、「大学等への進学者」に該当しません。なお、専門課程であれば、当該課程が「専門士」の称号が付与される課程であるか否かは問いません。
10	改正後の告示基準第2条第1項第6号について、在留資格「特定技能」は別表のどこに入るか。	在留資格「特定技能」は、出入国管理及び難民認定法別表第1の2表において、在留資格「技能」と在留資格「技能実習」の間に掲げております。そのため、日本語教育機関の告示基準第2条第1項第6号において記載している「入管法別表第1の1の表若しくは第1の2の表の上欄の在留資格」に在留資格「特定技能」は該当します。
11	資格外活動の28時間という基準は、どのように定められたのか。	資格外活動許可は、留学生の本来の活動である学業を阻害しない範囲で許可されるものであり、主従が逆転して、就労活動が本来活動とならないよう、1日当たりのフルタイム勤務8時間の半分である4時間を算定の基礎とし、これを7日間行うという考え方にに基づき、包括的に資格外活動許可を認める範囲を1週につき28時間以内としているものです。
12	第1条第1項第18号の点検・評価はどのように公表すべきでしょうか、また公表しないことで罰則は発生しますか。	日本語教育機関の告示基準第1条第1項第18号に基づく自己点検・評価の結果については、毎年ホームページ等で広く社会に公表することとしている必要がある旨、解釈指針でお示ししています。同号に基づく公表を適切に行っていない場合、日本語教育機関の告示基準に適合していないと判断される可能性があります。

番号	質問	回答
13	第1条第1項第44号の報告期間について、入学前に試験に合格した者は試験の結果ではカウントされず、進学か就職した場合に基準を満たすとしてカウントされることとなるのか。	入学前に試験に合格した者は、そのことをもって、基準を満たすものとしてカウントされません。他の場合と同様に、大学等へ進学した場合や就労を目的とする在留資格への変更を許可された場合のほか、入学後に改めてCEFRのA2相当以上のレベルであることが試験により証明された場合、日本語教育機関の告示基準第1条第1項第44号の基準を満たすこととなります。
14	日本語別科を併設している専門学校で、日本語学科から専門課程への進学をした者も基準を満たすこととなるのか。	日本語教育機関を併設している専門学校で、当該日本語教育機関から専修学校専門課程(専ら日本語の教育を受けるものを除く。)への進学をした者については、日本語教育機関の告示基準第1条第1項第44号に規定する日本語能力に係る基準を満たすこととなります。
15	半年コースの設置は可能なのか。	専修学校又は各種学校において教育を受けようとする者を対象とするものである場合その他特に必要と認める事情がある場合には、最短で6か月の教育課程が認められます。
16	変更等の届出の提出方法がわかりずらいため、わかりやすくHP等に掲載してほしい。	法務省ホームページにおいて、「日本語教育機関に係る各種変更の取扱いについて」を掲載しておりますので、御参考にしてください。
17	第1条第1項第44号の基準を満たさない退学者が出た場合、このような学生も分母に入れるのか。	各年度の課程修了の認定を受けず退学した者であって、日本語教育機関の告示基準第1条第1項第44号の基準を満たさないものについては、分母となる課程修了認定者の数に含みません。
18	いわゆる遊学目的の学生でもCEFR・A2相当の試験を受けさせなければならないという認識でよいのか。	留学生の目的や各日本語教育機関の目的が多様であることや、個別的な事情があり得ることも踏まえ、試験以外の確認の方法として大学等への進学者数と就職者数も含めており、また、告示からの抹消基準としては、「3年連続して7割を下回るとき」としております。
19	第1条第1項第44号について、課程修了後、母国に帰り、3ヶ月以内にCEFR・A2相当以上の試験に合格すれば基準を満たすこととなるか。	お尋ねの事例については、告示基準第1条第1項第44号の解釈指針でお示ししているとおり、同号の基準を満たす者として認めるにあたっては、真に基準に該当することを証明する書類等を、各日本語教育機関において確認する必要がありますが、確認ができた場合は、日本語教育機関の告示基準第1条第1項第44号に規定する日本語能力に係る基準を満たすこととなります。

番号	質問	回答
20	<p>第1条第1項第44号について、課程修了者が対象になっているため、基準を満たさない学生が、卒業前に一方的に退学処分されるような事態も想定できる。入管において、その点も想定しているのか。</p>	<p>入学者に比して、課程修了の認定を受けずに退学した者等が多い場合には、入学者の募集や選考が適切であったか等の観点から、地方出入国在留管理局において、必要に応じて調査を行う旨、日本語教育機関の告示基準解釈指針でお示しております。また、合理的な理由なく生徒の意に反して退学等させる行為は、人権侵害行為にあたり、告示からの抹消基準である日本語教育機関の告示基準第2条第1項第8号に該当する旨、同解釈指針でお示しています。</p>
21	<p>第1条第1項第46号について、個々の生徒の出席状況は、出席簿の複写を提出すればよいか。</p>	<p>個々の生徒ごとの月単位の出席状況がわかるものであれば、出席簿の写しを提出することで差し支えありません。 なお、日本語教育機関の告示基準第1条第1項第46号に基づき、個々の生徒ごとの月単位の出席状況を報告するにあたっては、任意の様式(通常、日本語教育機関において在籍管理の観点から作成されている資料の写しを含む。)で差し支えない旨、日本語教育機関の告示基準解釈指針でお示しております。</p>
22	<p>適正校の基準にある、資格外活動許可を取り消された者とは、更新申請のときに、資格外活動だけ許可されない場合を指すのか。</p>	<p>資格外活動の許可を取り消された者とは、出入国管理及び難民認定法第19条第3項の規定により資格外活動許可を取り消された者を指します。</p>